

政令第百八十八号

アルコール健康障害対策基本法の施行期日を定める政令

内閣は、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）附則第一条第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

アルコール健康障害対策基本法の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。